【2013年3月版】

個人用

会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

ｆｊカード規約・規定集

株式会社 フジ

ｆｊカードをご愛用賜り、誠にありがとうございます。
本規約には、カードに関する重要な内容が記載されております。
必ずお読みいただいたうえで、大切に保管してください。

目次 会員規約（個人用）

（ ）内数字は条番号を表します。

カードをお持ちいただくにあたり、基本事項をご確認ください。

第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

・定義・会員（1）　・カードの貸与およびカードの管理（2）
・カードの有効期限（6）　・暗証番号（7）　・年会費（8）
・届出事項の変更（9）　・本人確認（11）　・業務委託（12）　など

お客様の個人情報の取扱に関して規定しています。

第２章　個人情報の取り扱い ・・・・・・・・・・・ P.5

カードのご利用方法、選べるお支払い、金融サービスのご説明です。

第３章　ショッピング利用、金融サービス ・・・・・ P.9

・利用可能枠（19）　・手数料率、利率の計算方法等（21）
・ショッピングの利用（22）　・ショッピング利用代金の支払区分（24）
・ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、支払停止の抗弁（26～29）
・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い（30、31）　など

お支払いの決まり、その他留意事項をご確認ください。

第４章　お支払い方法その他 ・・・・・・・・・・・ P.21

・約定支払日と口座振替（33）　・明細（34）　・遅延損害金（35）
・期限の利益の喪失（38）　・退会および会員資格の喪失等（39）
・カードの紛失、盗難による責任の区分（40）
・会員規約およびその改定（46）　など

ご相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.26

付表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.27

・キャッシングサービスのご案内・繰上返済方法

別名義口座振替特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.29

ｆｊカード・ポイントサービス特約 ・・・・・・・・・・ P.29

会員規約(個人用)
第1章 総則
第1条(定義、会員)
1.(1)株式会社フジ(以下「当社」という。)が、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)と提携して発行するJCBブランドカードを「fjカード」(以下「カード」)といいます。
(2)当社およびJCBを「両社」といいます。
(3)JCBまたはJCBの提携会社もしくはJCBの関係会社と契約した国内または国外のJCBブランドカードの取扱店舗・施設等を「JCB加盟店」、当社と契約したカード取扱店舗・施設等を「fjカード加盟店」といいます。また、JCB加盟店、fjカード加盟店を総称して、「加盟店」といいます。
2.両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申し込まれた方で当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
3.両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、当社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。
4.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。)ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。
5.本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるクレジットカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当社に対し、連帯して責任を負うものとします。
6.本会員と家族会員を併せて会員といいます。
7.会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
第2条(カードの貸与およびカードの管理)
1.当社は、会員本人に対し、両社の提携により当社が発行するカード(「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。)を貸与します。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2.カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用

させることを一切してはなりません。

第3条(カードの再発行)

1.当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、当社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は、当社が別途通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

2.当社は、カード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第4条(カードの機能)

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを利用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能、その他当社が別途書面その他の方法により通知または公表するサービス・機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

第5条(付帯サービス等)

1.会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が当社の委託により提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

2.会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社およびJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。

3.当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更または中止することがあります。

第6条(カードの有効期限)

1.カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。

2.当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。

3.当社が必要と認め、会員に通知したときは、カード上に表示された有効期限にかかわらず、更新カードを送付のうえ、カードの有効期限を繰り上げることができます。

4.会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断、破棄するものとします。

5.カードの有効期限内におけるカード利用によるカード利用代金のお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。

第7条(暗証番号)

1.会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。

2.会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録され

た暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

3.会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。

第8条(年会費)

カードの年会費は免除するものとします。

第9条(届出事項の変更)

1.会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。

2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。

3.第1項の届け出がないため、当社または第12条に定める委託先からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第10条(会員区分の変更)

1.本会員が申し出、当社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が当社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が当社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。

2.本会員が新たに別の会員区分を指定して当社に入会を申し込んだ場合は、当社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第7条第1項を準用するものとします。

3.会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無等の条件が適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第11条(本人確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、カードの利用を制限することがあります。

第12条(業務委託)

1.会員は、当社が当社の指定するfjカード加盟店または委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

(1)カードの入会申込の受付および申込の記載内容の確認。

(2)カード入会および利用に関する問い合わせの取り次ぎにかかわる業務。

2.会員は、当社がJCBまたは株式会社フジ・カードサービスおよび当社の指定する委託先に対して次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

(1)カードの入会申込の受付、申込の記載内容の確認および入会の承認、会員資格の審査にかかわる業務。
(2)カードの交付にかかわる業務。
(3)カードの利用の承認の判定およびカード利用可能枠の増減にかかわる業務。
(4)カード利用代金および手数料等の金額の通知にかかわる業務。
(5)第4号の金額の口座振替、収納、およびカード回収にかかわる業務。
(6)カードの情報処理、電算機処理に付随する業務。
(7)カードの紛失、盗難連絡の受付、登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務。
(8)カード利用に関する問い合わせにかかわる業務。
(9)その他カードおよび付帯サービスにかかわる業務のうち当社が指定したもの。

3.会員は、当社の指定する債権回収会社(第13条第1項第4号に記載する会社)に対してカード利用に関する債権回収業務を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。
4.会員は、JCB、当社の指定する加盟店または委託先が前3項の業務を再委託することを予め承諾するものとします。
5.会員は、当社が第2項の委託業務の範囲を追加、変更することがあることを、予め承諾するものとします。
6.会員は、JCB、当社の指定する加盟店、委託先、またはその再委託先が第1項または第2項の業務を行うために必要な範囲に限り、当社がJCB、当該加盟店または委託先に対して、会員に関する情報を預託することについて予め承諾するものとします。

第2章 個人情報の取り扱い

第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①～⑧の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。
②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と当社の契約内容に関する事項。
③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項。
④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。
⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
⑧お問い合わせ等の通話、および防犯上録画された映像等の記録情報。

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当社のクレジットカード事業その他の当社の事業(当社の定款記載の事業をいう。以下「当社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第22条に定めるものをいう。)申込み審査を含む。)。

③当社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④当社事業における宣伝物の送付等、当社または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3)本契約に基づく当社の業務をJCBまたは第12条に定める委託先に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①～⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4)当社が第12条第3項に基づき、本契約に関する債権管理業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本項第1号により収集した個人情報を当該委託先に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用できるものとします。債権管理業務の一部または全部についての委託先企業は以下の通りです。

名称:ニッテレ債権回収(株)
〒760-0023 高松市寿町2-1-1高松第一生命ビル新館6階
087-823-4722

(5)会員等は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、また、本人または第三者の生命・身体・財産・その他の権利を害する恐れがある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

2.会員等は、当社が下記の目的のために前項第1号①②③の個人情報を利用することに同意します。ただし本項③④の目的による利用について会員が当社に中止を申し出た場合は、当社は業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。

①カードの機能、ポイントサービスの提供のため。

②当社が取り扱うサービス・商品の開発のため。

③当社が取り扱うサービス・商品についての営業案内等を送付するため。

④当社が提携した企業から受託した宣伝物、印刷物を送付するため。

3.会員等は、当社が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は当社となります。

<当社の提携する共同利用会社>

○当社関連会社

(株)フジ・カードサービス(クレジットカード事業および付随する事業)、(株)フォードフジ(自動車販売業)※、(株)レデイ薬局(医薬品化粧品等小売業及び調剤薬局の経営)※、フジ・TSUTAYA・エンターテイメント(株)(DVD・CD・書籍の小売及びレンタル事

業）※、(株)フジデリカ・クオリティ(食品製造・加工販売業)、大東青果(株)(青果卸売業)、(株)フジファミリーフーズ(飲食業)、(株)フジ・トラベル・サービス(一般旅行業)、(株)オリックスレンタカー四国(自動車賃貸業)※、(株)リブライト(保険代理業)、(株)フジセキュリティ(警備保障及びビルメンテナンス業)※、(株)ユーミーケア(介護サービス業)※

利用目的:ポイントサービスの提供、当社と当社関連会社が取り扱うサービス・商品の開発、当社と当社関連会社が取り扱うサービス・商品についてのお得情報の送付、当社と当社関連会社でのお買い物に関するご連絡やご案内

(注)※印は、2012年3月現在のポイントサービス実施会社です。(ただし、店舗によっては実施していない場合があります。)

○株式会社JCBトラベル(一般旅行業)

利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス(保険代理業)

利用目的:保険サービス等の提供

第14条(個人信用情報機関の利用および登録)

1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当社が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。

(1)本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。

(2)加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本条下記に記載の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、下記に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は下記の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

<当社が加盟する個人信用情報機関>
●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト 15階
0120-810-414　http://www.cic.co.jp/
※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の同社のホームページをご覧ください。
・登録情報および登録期間

	(株)シー・アイ・シー
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無	契約期間中及び取引終了日から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。
<提携個人信用情報機関>
当社が加盟する個人信用情報機関(CIC)と提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。
●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216　東京都千代田区丸の内1-3-1
03-3214-5020
ホームページアドレス
http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
●株式会社　日本信用情報機構
〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町41-1
0120-441-481
ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

＊提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。
＊本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

第15条(個人情報の開示、訂正、削除)

1.会員等は、当社、当社が提携する共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)当社、当社が提携する共同利用会社に対する開示請求
本条下記に記載の当社相談窓口へ

(2)加盟個人信用情報機関に対する開示請求
第14条に記載の各加盟個人信用情報機関へ

<当社に対する個人情報に関するお問い合わせ>
株式会社フジ お客様相談窓口(9:30AM～6:00PM 日曜休)
〒790-8567 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
0120-57-8757

2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)。

第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1.当社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社または加盟店等の営業案内等を除く。)および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.第39条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用、金融サービス

第18条(標準期間)

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。

第19条(利用可能枠)

1.当社は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。)。

①ショッピング1回払い利用可能枠
②ショッピングリボ払い利用可能枠
③ショッピング分割払い利用可能枠
④ショッピング2回払い利用可能枠
⑤ボーナス1回払い利用可能枠
⑥キャッシング1回払い利用可能枠

⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
⑧キャッシングリボ払い利用可能枠

2.前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」という。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。
(1)前項①の機能別利用可能枠・・・「ショッピング枠」として分類
(2)前項②③④⑤の機能別利用可能枠・・・「ショッピング残高枠」として分類
(3)前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠・・・「キャッシング総枠」として分類

3.第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」という。)となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。

4.当社は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとし、第1項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠については本会員が増額を希望した場合にのみ、増額するものとします。また、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。

5.当社は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

6.本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額(当該金額を「総合与信枠」という。)となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた金額となります。

第20条(利用可能な金額)

1.会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、本章におけるショッピング利用および金融サービス利用の全てに適用されます。
(1)会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額
(2)会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額
(3)総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額

2.前項の利用残高とは、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除く。)で、当社が未だ会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいう。

3.第1項、第2項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残

高は、本会員が保有するすべてのカードおよび当該カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4.本会員は、利用可能枠を超えるクレジットカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

5.会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。)をした場合、当該機能別利用可能枠を超過したご利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取り扱われます。

第21条(手数料率、利率の計算方法等)

1.手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。

2.当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。

第22条(ショッピングの利用)

1.会員は、加盟店にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。

2.通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

3.当社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4.通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第39条第1項なお書および第39条第4項に従い、支払義務を負うものとします。

5.会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項に

おいて同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社またはJCBは、以下の対応をとることができます。

(1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2)当社、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

(3)カードの第3者による不正利用の可能性があると当社またはJCBが判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。

(4)ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。

7.当社は、約定支払額(第33条に定めるものをいう。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。

8.家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。

9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式の如何を問わず、禁止の対象となります。

(1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

(2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払った上で、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

10.貴金属、金券類(ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。

第23条(債権譲渡の承諾・立替払いの委託)

1.ショッピング利用により生じた加盟店の本会員に対する代金の債権について、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡を行うものと規定している場合、本会員は当社が決定する以下のいずれかの方法に従い、以下に規定する立替払いを委託することに予め同意し、かつ以下に規定する債権譲渡を予め異議なく承諾するものとします。この場合、

立替払いの委託にあたっては、本会員は第29条に定める場合を除き、当社に対しては加盟店に対する抗弁権を主張しないことに予め同意するものとします。なお、債権譲渡に際しては、当社またはJCBが認めた第三者を経由する場合があります。

(1)加盟店から当社に対して債権譲渡すること。

(2)加盟店からJCBに債権を譲渡し、譲渡された債権を、JCBが当社に譲渡または当社がJCBに立替払いすること。

(3)加盟店からJCBの提携会社またはJCBの関係会社に債権を譲渡し、譲渡された債権を、当該JCBが当該提携会社またはJCBの関係会社に立替払いし、さらにJCBがその取得した債権を当社に譲渡または当社がJCBに立替払いすること。

(4)加盟店からJCBの提携会社またはJCBの関係会社に債権を譲渡し、譲渡された債権を当該提携会社またはJCBの関係会社がJCBに譲渡し、さらに譲渡された債権を当該JCBが当社に譲渡または当社がJCBに立替払いすること。

2.ショッピング利用により生じた加盟店の本会員に対する代金の債権について、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払いを行うものと規定している場合、本会員は、ショッピング利用代金の債権について、当社が決定するいずれかの方法に従い、以下に規定する立替払いを委託することに予め同意し、かつ以下に規定する債権譲渡を予め異議なく承諾するものとします。この場合、立替払いの委託にあたっては、本会員は、第29条に定める場合を除き、当社に対しては、加盟店に対する抗弁権を主張しないことに予め同意するものとします。

(1)当社が加盟店に立替払いすること。

(2)JCBが加盟店に立替払いしたうえで、JCBがその取得した債権を当社に譲渡または当社が当該JCBに立替払いすること。

(3)JCBの提携会社またはJCBの関係会社が加盟店に立替払いしたうえで、JCBが当該提携会社またはJCBの関係会社に立替払いし、さらにJCBがその取得した債権を当社に譲渡または当社が当該JCBに立替払いすること。

(4)JCBの提携会社またはJCBの関係会社が加盟店に立替払いをしたうえで、JCBが当該提携会社またはJCBの関係会社の取得した債権の譲渡をうけ、さらに譲渡された債権を当該JCBが当社に譲渡または当社が当該JCBに立替払いすること。

3.商品の所有権は、加盟店から当社に債権が譲渡されたとき、または当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

4.本会員は、当社がカード利用から生じた債権を債権の証券化を含む業務のために当社の裁量で第三者に譲渡し、または担保に提供することを異議なく承諾するものとします。

5.会員は、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報(以下総称し「取引情報」という。)が、加盟店から当社に開示された場合、カード利用にかかる債権の特定と内容確認のため、取引情報を利用することを予め承諾するものとします。ただし、取引情報の当社への提供について、会員の事前の承諾を加盟店が得た場合にのみ開示されるものとします。

第24条(ショッピング利用代金の支払区分)

1.ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」という。)のうちから、会員がショ

ッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において、会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものとして取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金に所定の手数料が加算されます。

2.第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには適用されません。

(1)本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、第26条末尾<ショッピングリボ払いのご案内>に記載の手数料率となります。

(2)当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

第25条(ショッピング利用代金の支払い)

1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第23条におけるJCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無に関わらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1)ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日

(2)ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

2.本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1)前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金を、当年8月の約定支払日

(2)当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金を、翌年1月の約定支払日

3.本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いを指定した場合、第26条または第27条に定めるとおり支払うものとします。

第26条(ショッピングリボ払い)

1.本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり支払うものとします。

(1)標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月

の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第19条第1項②の機能別利用可能枠にかかる残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。

(2)(1)の手数料のほか、以下の金額(以下「ショッピングリボ払い弁済金」という。)を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、ショッピングリボ払い弁済金の当社に対する本会員の債務の充当は当社所定の方法により行います。

(リボ払元金)

前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金(以下「リボ払元金」という。)以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額。

2.当社が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。

3.本会員は、ショッピングリボ払い弁済金および第1項の手数料については、第1項の支払方法のほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

ショッピングリボ払いのご案内

1.毎月のお支払い元金

			締切日(毎月15日)のご利用残高	
			10万円以下	10万円超10万円ごとに
お支払いコース	全額コース		締切日(毎月15日)のご利用残高全額	
	定額コース		ご指定の金額(5千円以上1千円単位)	
	残高スライドコース	標準コース	1万円	1万円加算
		短期コース	2万円	2万円加算

※指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合は定額コース1万円とさせていただきます。

2.手数料率

実質年率15.00%

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

3.お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円
②手数料 747円(7万円×15.00%×26日÷365日)
③8月10日の弁済金 10,747円(①+②)
(2)9月10日のお支払い
①お支払い元金 10,000円
②手数料 764円(6万円×15.00%×31日÷365日)
③9月10日の弁済金 10,764円(①+②)

第27条(ショッピング分割払い)

1.本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金に会員の指定した支払回数に応じた当社所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計額」という。)を支払うものとします。
2.分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。
3.各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。
(1)初回の分割支払金の内訳
手数料=標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額
分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
(2)第2回の分割支払金の内訳
手数料=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金ー(1)の分割支払元金)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額
分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
(3)第3回の分割支払金の内訳
手数料=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金ー(1)および(2)の分割支払元金)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額
分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
4.ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。
5.本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

ショッピング分割払いのご案内

1.手数料率

実質年率15.00%〔月利1.25%〕

2.支払回数表 実質年率15.00%の場合

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3カ月	5カ月	6カ月	10カ月	12カ月
実質年率	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング利用代金10,000円あたりのショッピング分割払い手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15カ月	18カ月	20カ月	24カ月
実質年率	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金10,000円あたりのショッピング分割払い手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。

3.お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合

A.上表に基づく手数料総額

100,000円×7.00%=7,000円

B.上表に基づく支払総額

100,000円+7,000円=107,000円※1

C.毎月の支払額

107,000円÷10回=10,700円※2

(ただし、初回10,518円※3 、最終回10,699円※4)

D.分割支払金合計額

10,518円(初回)+10,700円×8(第2回～第9回)

+10,699円(最終回)=106,817円

※1 「D.分割支払金合計額」は、「B.上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数が生じた場合は、調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C.毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C.毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 100,000円×1.25%=1,250円

初回支払元金 10,700円ー1,250円=9,450円

日割計算の手数料

100,000円×15.00%×26日÷365日=1,068円

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)

÷365日)
初回支払額 9,450円+1,068円=10,518円
※4　最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C.毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。
<例、第2回>
初回支払後残高　100,000円ー9,450円=90,550円
月利計算の手数料 90,550円×1.25%=1,131円
第2回支払元金　10,700円ー1,131円=9,569円

第28条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。

第29条(支払停止の抗弁)

1.会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。

2.第1項にかかわらず、本会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。
(1)商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
(2)商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
(3)その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

3.当社は、本会員が第2項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。

4.本会員は、第3項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

5.会員は、本会員が第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

6.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
(1)ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。
(2)本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
(3)会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条(キャッシング1回払い)

※キャッシング1回払いは、現在ご利用頂けません。

1.会員は、当社所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシング1回払い」という。)。
2.本会員は、前項のほか当社所定のホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
3.キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。
4.会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。
5.本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。
6.前項に関わらず、本会員が当社所定の方法で申し込み、当社が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。
7.当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第30条の2(海外キャッシング1回払い)

※海外キャッシング1回払いは、現在ご利用頂けません。

1.会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)。
2.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。
3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表いたします。
4.本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用し

た場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1カ月または2カ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が現地通貨で現金の交付を受けた場合であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、当社とJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第6項が適用されるものとします。

第31条(キャッシングリボ払い)

※キャッシングリボ払いは、現在ご利用頂けません。

1.会員は、第20条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」という。)。ただし、家族会員については、当社が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。

2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。

(1)CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法
(2)電話により申し込む方法
(3)当社所定のホームページにおいて申し込む方法
(4)その他、当社が指定する方法

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

3.キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月15日のキャッシングリボ払い利用残高が、当社が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。

4.本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。

(1)標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

(2)当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高(ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および(1)のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額)に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

5.当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

6.本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

7.当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第32条(CD・ATMでの利用)

会員は、当社またはJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

(1)キャッシング1回払いの利用
(2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
(3)ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第33条(約定支払日と口座振替)

1.毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座等を届け出るものとするが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできる。以下「お支払い口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いにかかる手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。

2.当社が本会員に明細(第34条第1項に定めるものをいう。)の発

送手続を行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、または会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料または利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料または利息の金額との間に差額が生ずる場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が前項に従い翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

3. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当社に対し支払うものとします。
4. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った時点の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きを行った時点(会員が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
5. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、当社指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当社が定めるものとし、別途公表いたします。なお、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

第34条(明細)

1. 当社は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。
2. 当社は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」

という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。

3.会員は、当社が貸金業法第17条第1項の書面および貸金業法第18条第1項に基づき会員に交付する書面を、貸金業法第17条第6項および貸金業法第18条第3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細(電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。)に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は会員に提供されません。

第35条(遅延損害金)

1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い　年14.60%
・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い　年20.00%
・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い　年6.00%

2.第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第21条第2項を適用いたします。

(1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。

(2)分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

第36条(支払金等の充当順序)

本会員の当社に対する債務の支払額がその債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。ショッピングリボ払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法の規定によるものとします。

第37条(当社の債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するクレジットカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第38条(期限の利益の喪失)

1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期

間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)、(7)または(8)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。

(1)約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(3)差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

(4)破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか、会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(7)第39条第4項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

(8)当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

2.第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、第26条のショッピングリボ払い弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)または(8)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

第39条(退会および会員資格の喪失等)

1.会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が退会の申し出後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

2.当社が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、当社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。

4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2)会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったときその

他会員が本規約に違反したとき。
(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
(4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
(5)当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
(6)会員が次の①から⑥のいずれかに該当することが判明した場合
①暴力団
②暴力団員
③暴力団準構成員
④暴力団関係企業に属する者
⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
⑥その他本号①から⑤に準ずる者
(7)会員が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合
①暴力的な要求行為
②法的な責任を越えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他本号①から④に準ずる行為
(8)住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について困難であると判断したとき。
(9)第38条に該当するとき。
(10)その他当社が会員として不適格と判断したとき。
5.家族会員は、本会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
6.第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
7.第4項または第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
8.当社は、第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第40条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。
2.第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員に対して当社またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
(1)会員が第2条に違反したとき。

(2)会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
(3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
(4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
(5)会員が当社またはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社またはJCB等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
(6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除く。)。
(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
(8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第41条(偽造カードが使用された場合の責任の区分)

1.偽造カード(第2条第1項に基づき当社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。

2.第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

第42条(費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第43条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当社(会員と当社との間の訴訟の場合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第44条(準拠法)

会員と、当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第45条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第46条(会員規約およびその改定)

本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知もしくは告知した後に会員がカードを利用した場合、または通知もしくは告知後異議無く30日経過した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、当社および当社の提携する共同利用会社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および「支払停止の抗弁に関する書面」については下記にご連絡ください。

株式会社フジ･カードサービス
〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
089-923-2401

なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括管理者(株式会社フジ 人事総務部長)を設置しております。

キャッシングサービスのご案内

現在、fjカードの以下に記載するサービスは、ご利用いただけなくなっております。

○キャッシング1回払い
○海外キャッシング1回払い
○キャッシングリボ払い(*)

*キャッシング1回払いをキャッシングリボ払いに変更できる「キャッシング利用後リボ払い」も対象です。

<資金使途/自由(ただし、事業資金は除く)>

名 称	融資利率(年利)*1	返 済 方 式	返 済 期 間/返 済 回 数	担 保
キャッシング1回払い(国内･海外)	18.00%	元利一括払い	23～56日(ただし暦による)/1回	不要
キャッシングリボ払い	18.00%	毎月元金定額払い*2 ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	利用残高および返済方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの期間、回数。 〈返済例〉貸付金額50万円で返済元金1万円の毎月元金定額払いの場合、50ヵ月/50回。	

●遅延損害金(*1)年20.00%

※ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が貸金業法第17条第1項に基づき通知する書面に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、当該書面を通知後にお客様が新規のご利用またはご返済をされた場合は、変動します。

*1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算。
*2 ご指定のない場合は返済元金を1万円とさせていただきます。

取扱会社:株式会社フジ
包括信用購入あっせん業者登録番号 四国(包)第6号
〒790-8567 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
089-926-2985

会員規約等に記載された利率に関わらず、2009年10月10日までに発生する遅延損害金利率は、以下のとおりとなります。

ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い		年14.56%
キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い		年21.84%
ショッピング分割払い	(1)分割支払金の支払を遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済にいたるまで年14.56%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金は分割払残元金に対し年5.00%を乗じた額を超えない金額。	
	(2)分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く)分割払残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済にいたるまで年5.00%を乗じた金額。	

<繰上返済方法>

	ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い	
ATMによるご返済	○	×	×	○	当社が指定するATM等から入金して返済する方法
口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法
持参によるご返済	○	○	○	○	当社所定の窓口に現金を持参して返済する方法

＊全額繰上返済のみとなります。
※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。
※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

別名義口座振替特約

1.目的
本特約は、株式会社フジ(以下「当社」という。)所定の会員規約、特約、規定等(以下「会員規約」という。)に基づく本会員の支払債務につき、本会員が本会員名義以外の口座から振替することを希望する場合に適用されるものとします。

2.支払債務
本会員は、会員規約に定める一切の支払債務を負担するものとします。

3.支払の委任
本会員は、本会員が指定し当社が認めた第三者(以下「口座名義人」という。)に対して、本会員の代わりに第2条に定める支払債務を当社へ支払うよう委任し、口座名義人はこれを受任するものとします。(以下「支払いの委任」という。)この支払いの委任に基づき、当社は本会員の支払債務につき、口座名義人の金融機関の預金口座、郵便貯金口座等により口座振替できるものとします。

4.本会員への請求
前条に関わらず、当社は、当社が必要と認めた場合には、直接本会員に支払債務の支払いを求めることができ、その場合に本会員は、支払いの委任をしたことを理由に、当社への支払いを拒むことはできないこととします。

5.本特約の優先
本特約と会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。

fjカード・ポイントサービス特約

1.目的
(株)フジ(以下「当社」という。)は会員に対し、会員規約に定める付帯サービスの一つとして、会員が当社および加盟店においてfjカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、加算されたポイントを本特約の規定に従って利用することができるサービスを提供するものとします。

2.ポイントの種類
当社、JCB加盟店、fjカード加盟店およびエフカード加盟店でのお買物等で、加算されるポイントをエフカードポイントと呼ぶものとします。

3.ポイント加算等の方法
(1)エフカードポイントは、会員が当社、fjカード加盟店およびエフカード加盟店でのクレジット以外で現金や商品券等を使用したお買物等の時、また、当社でのクレジットでのお買物等の時、レジにてカードを提示すれば、100円(税抜き)で1.0ポイント加算するものとします。ただし、以下の場合は加算できないものとします。
①精算の時に、レジにてカードの提示がない場合。
②切手・葉書・タバコ・商品券・チケット・テレフォンカード・バスカード・ギフトカード・ギフト券・図書カード・DPE・荷造料・配送料・郵送料・お直し代・靴修理費等の精算。
③当社が別途指定するカード加盟店、店舗での精算。
④当社が指定した割引券等(エフカードポイント割引券等)を利用した時の割引券等のご使用額分。
※会員の都合により返品をした場合は、その部分のポイントは減算するものとします。なお、ポイントの残高不足の場合は、ポイント券等の回収または累計ポイントをマイナスとして次

回以降の加算ポイントから減算するものとします。
(2)JCB加盟店（この場合、fjカード加盟店およびエフカード加盟店を含む）でのクレジットでのお買物等の時、200円（税込）で1.0ポイント加算するものとします。JCB加盟店（この場合、fjカード加盟店およびエフカード加盟店を含む）のご利用によるポイントは、毎月15日の締切日ごとに翌月に一括して付けるものとします。

4.ポイントの利用・有効期限
(1)エフカードポイントは、500ポイントになると500円分(税込み)のポイント割引券をレジにて発券するものとします。発券したポイント割引券は、次回以降の現金でのお買物から利用できるものとします。なお、本特約3.(1)①②③およびクレジットでのお買物の精算には使えないものとします。
(2)割引ポイントの有効期限は、最終のお買物でのご利用日またはポイント付与日のどちらかの遅い日から1年間とし、レシートに記載します。
(3)発券されたポイント割引券の有効期限は、発券日から6ヵ月後の月末までとし、ポイント割引券に記載されます。
(4)有効期限を過ぎると、使用されなかったポイントおよびポイント割引券は失効します。

5.カードの紛失・盗難
会員は、カードの紛失・盗難の場合は、fjカード会員規約所定の手続きをとるものとします。当社がカードを再発行した場合は、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行できるものとします。ただし、当社に届け出るまでに、第三者に使用されたポイントは、原則として移行できないものとします。

6.退会または会員資格喪失
会員が、退会または会員資格を喪失した場合は、それまでの累計ポイントは失効するものとします。

7.特約の変更
本特約を変更する場合、会員に変更事項を通知もしくは告知します。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードをご利用した時、または通知もしくは告知後異議無く30日経過した時は、変更事項を承諾したものとします。

割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて

割賦販売法で定める法定用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細等において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、 ご利用金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの 手数料	ショッピングリボ払い・ 分割払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額など

※本会員規約に同意いただけない場合は、退会の手続きをとらせていただきますので、その旨をお書き添えのうえカードを半分に切って当社までご返却ください。